

いわき産業創造館情報ネットワークシステム調達等業務 公募型プロポーザル評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわき産業創造館情報ネットワークシステム調達等業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、提案者の審査、最優秀提案者（契約候補者）、次点（以下「最優秀提案者等」という。）の選定に必要な事項を定めるものとする。

(選定の主体等)

第2条 最優秀提案者等の選定は、公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会（以下「協会」という。）が設置する「審査委員会」が行う。

- 2 「審査委員会」は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、最優秀提案者等を選定する。
- 3 受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

(選定方法)

第3条 参加資格要件を審査し、要件を満たしている提案者から提出される企画提案書を審査対象として審査を行い、最優秀提案者等を選定する。

- 2 審査にあたり必要と認める場合には、提案者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの実施を求め、その内容を審査の参考とする。
- 3 第4条に定める評価基準により、各委員が別表の審査項目ごとに採点を行う。これによる総合点が最も高い提案者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。また、総合点が2番目に高い提案者を次点とする。
- 4 最優秀提案者等として選定に値する総合点の最低点を予め定めておく。

(評価基準)

第4条 選定評価にあたっては、別表に定める評価項目・基準に基づき審査する。

(最優秀提案者等の決定)

第5条 協会は、「審査委員会」による選定結果に基づき、最優秀提案者等を決定する。

- 2 最高得点者が2者以上となった場合は、審査委員の協議により決定する。
- 3 総合点が予め定めた最低点以上の提案者がいない場合は、最優秀提案者等を選定せず、本プロポーザルを無効とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、「審査委員会」が別途定めることとする。

附 則

この要領は、令和3年5月11日から実施する。

(別表) 評価項目・基準

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価点
1 実施体制等	(1) 類似業務に関する実績を有しているか。	10
	(2) 実施内容に対して適切な人員が確保されているか。	10
	(3) 実施内容に関する幅広い知見を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	10
2 企画提案	(1) 現行システムからの移行を安全に行うことが示されているか。	15
	(2) 現行の体制と比べて同等かそれ以上の機能であることが示されているか。	15
	(3) IT 研修室について、研修・実務ともに対応可能な施設として整備できることが示されているか。	15
	(4) 施設予約管理システムについて、利用者・管理者双方にとって使いやすいシステムを構築できることが示されているか。	15
3 提案価格	業務に要する費用 評価点 = 最も低い提案価格 ÷ 提案価格 × 10	10
	評価点合計	100

※ 100点×委員数が総合点の満点となる。総合点の60点×委員数を合格の最低点とする。